

令和4年7月19日

十和田市健康福祉部
こども支援課こども保育係
電話番号：0176-51-6717（直通）

十和田市放課後児童健全育成施設の指定管理者の募集について

放課後児童健全育成施設の指定管理者を、下記のとおり募集することにしたので、お知らせいたします。

記

1 対象施設

| 名 称 | 所 在 地 |
|------------|-------------------|
| 大深内小学校仲よし会 | 十和田市大字洞内字千刈田24番地6 |

2 設置目的

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図るために仲よし会を設置したものです。

3 指定管理者が行う業務

「十和田市放課後児童健全育成施設大深内小学校仲よし会指定管理業務基準書」のとおり

4 応募の資格・条件

- 応募者は、法人その他の団体又は複数の法人によるグループ（以下「法人等」といいます。）とし、個人での応募はできません。
- 法人等が次の事項に該当する場合は、応募することができません。
 - 十和田市内に主たる事務所を置いていない場合
 - 代表者又は役員に法律行為を行う能力を有しない者がいる場合
 - 代表者又は役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる場合
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により一般競争入札等の参加を制限されている場合
 - 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定管理者としての指定の取消しを受けてから2年を経過しない場合
 - 代表者、役員又はその使用人に刑法（明治40年法律第45号）第96条の6（公契約関係競売等妨害）又は第198条（贈賄）に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者がいる場合
 - 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第

2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又はそれらの利益となる活動を行う法人等である場合

- ク 代表者、役員又はその使用人に暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者又は暴力団の利益となる活動を行う者がいる場合
- ケ 会社更生法、民事再生法等の規定に基づき更正又は再生手続をしている法人等である場合
- コ 国税、都道府県税、市税、消費税又は地方消費税を滞納している法人等である場合

(3) 提出書類

別紙1「**提出書類一覧**」のとおり。なお、提出期限後は、提出された書類の内容を変更することはできません。また、提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(4) 申込み方法

ア 提出期間

令和4年8月22日(月)から8月29日(月)まで(土曜日・日曜日を除く。)

受付は、午前8時30分から午後5時まで

※提出書類の確認を行いますので、必ずご持参ください。郵送による申請は受付しません。

イ 提出場所

十和田市西十二番町6番1号

十和田市健康福祉部こども支援課こども保育係

電話番号：0176-51-6717(直通)

ウ 提出部数

正本1部 副本1部(副本に添付する各種証明書は写しでも可とします。)

5 指定管理料における人件費分の積算について

指定管理料のうち、人件費分については、従来からの基礎的な人件費分に加えて、市の会計年度任用職員制度に準拠した経験加算(定期昇給)、期末手当及び退職手当掛金(事業主負担分)を上乗せした額として積算しています。

過去の職務経験により給料の加算を行う経験加算(定期昇給)の実施に伴い、指定管理料(人件費分)は、その指定管理期間内においては、基本的に年度を追うごとに変動(増額)します※。

※人件費分は、経験加算(定期昇給)の実施においては基本的に増額となりますが、青森県人事委員会の勧告に基づくベースアップ・ベースダウンの反映、指定管理者制度の改正等によっても、経験加算(定期昇給)分とは別に、毎年度、変動(増額又は減額)する場合があります。

6 申込みにあたっての留意事項

(1) 様式の入手方法

申込用紙(申請書類)は直接配付又は市ホームページからダウンロードすることができます。

(2) 説明会

説明会を次の日程で開催します。出席を希望する方は、公募説明会参加申込書を7月26日(火)午後5時までにこども支援課こども保育係に提出してください。

ア 開催日時 令和4年8月2日(火)午前10時

イ 開催場所 十和田市役所 本館2階会議室1

電話番号：0176-51-6717(直通)

(3) 質問及び回答

この要項に関する質問及び回答は、次により行います。

ア 質問者の資格

本要項中の応募の資格及び条件を満たす者とし、個人及び匿名での質問は受付しません。

イ 質問の方法

| 質問の方法 | 受付期間及び場所 |
|--|--|
| 質問書（質問様式）に要旨をまとめ、文書を持参するか、FAX又は電子メールで送信してください。 | ① 受付期間 8月2日（火）から8月9日（火）まで 午前8時30分から午後5時まで （土曜日・日曜日を除く） ② 受付場所等 十和田市西十二番町6番1号 十和田市健康福祉部子ども支援課子ども保育係 F A X : 0176-23-5114 電子メール : kodomo@city.towada.lg.jp |

ウ 回答の方法

8月17日（水）までに回答書を質問者にFAX又は電子メールにより送信します。回答書は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、別途連絡します。

なお、回答書は、子ども支援課子ども保育係において閲覧することができます。

(4) 追加書類の提出

市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

(5) 申請書類の帰属等

市が指定管理者の指定等の公表に必要と認める場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。なお、提出された申請書類は理由の如何を問わず返却しません。

(6) 費用の負担

申請に関する費用は、すべて申請者の負担とします。

7 指定管理者の候補者の選定及び指定管理者の指定

(1) 指定管理者の候補者の選定方法

十和田市指定管理者選考委員会（以下「選考委員会」といいます。）の意見を聴取したうえで、市長が候補者を選定します。

審査は、提出された書類により行います。応募件数が1件であっても、選考委員会による審査を行います。なお、審査の結果、該当者なしとする場合があります。

(2) 審査基準

提案内容については、選考委員会が次に掲げる選定基準に基づき審査します。

（別紙2「選定基準書」のとおり）

(3) 候補者の選定結果の通知

指定管理者の候補者の選定結果については、申請者全員に文書で通知します。

(4) 市議会の議決

指定管理者の候補者は、令和4年第4回定例会（令和4年12月予定）の議決を経て、指定管理者に指定されますが、議決の結果、指定されない場合があります。

(5) 公表

市長は、上記(4)により指定管理者を指定したとき、又は指定できなかったときは、その旨を候補者に文書で通知するとともに、指定に係る結果を公表するものとします。

8 問い合わせ

〒034-8615

十和田市西十二番町6番1号

十和田市健康福祉部こども支援課こども保育係

電話番号：0176-51-6717（直通）

F A X：0176-23-5114

電子メール：kodomo@city.towada.lg.jp